

議案第 24 号

岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例の廃止について

岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 26 日提出

岩倉市長 久保田桂朗

岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

岩倉市青少年宿泊研修施設の設置及び管理に関する条例（昭和61年岩倉市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。